

狩猟鳥獣のモニタリングのあり方検討会 開催要綱

1. 目的

今後の狩猟鳥獣のモニタリングのあり方について検討するため、「狩猟鳥獣のモニタリングのあり方に係る検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

2. 構成及び運営

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会ごとに必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。
- (3) 検討会は、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則公開とし、会議資料及び議事概要は環境省のホームページ上で公表する。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

(参考) 本検討会における検討内容等について

1. 検討会設置の背景

(平成 23 年度 狩猟鳥獣の見直しに関する検討会の提言)

○モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣(特にウズラ、ヤマドリ、ヤマシギ)について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等に対して適切に指導すること。

○情報収集のあり方等について検討すること。

また、狩猟鳥獣における外来鳥獣の位置づけについて、検討すること。

○ニホンジカ、ニホンザル、クマ類については、特定鳥獣保護管理計画による計画的な管理を推進すること。また、狩猟鳥獣についても、狩猟、有害捕獲、個体数調整を適切に組み合わせて対処すること。

2. 主な検討事項

狩猟鳥獣の次回見直し(平成 29 年度予定)へ向けて、より適切な狩猟鳥獣のモニタリングを行うため、本検討会では以下の事項を検討する。

- (1) モニタリング手法の確立していない狩猟鳥獣のモニタリング手法の検討
- (2) 狩猟鳥獣の情報収集手法に係る検討

3. 検討会委員

(獣類)

石井 信夫	東京女子大学文理学部数理学科 教授
羽澄 俊裕	株式会社野生動物保護管理事務所 代表取締役社長
三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院人間環境学科 教授

(以上 3 名、50 音順、敬称略)

(鳥類)

尾崎 清明	公益財団法人山階鳥類研究所 副所長
川路 則友	酪農学園大学大学院酪農学研究科 特任教授
橘 敏雄	株式会社応用生物 代表取締役

(以上 3 名、50 音順、敬称略)